

奈良県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月十四日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十二号

奈良県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

奈良県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十三年二月奈良県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項の表中「年〇・八五パーセント」を「年〇・七五パーセント」に改め、同条第四項第十号中「同条第九項」を「同条第十一項」に、「第四十一条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同項第十一号中「第四十一条第一項」を「第四十九条第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の奈良県中小企業高度化資金貸付規則の規定により貸付けの決定を受けた中小企業高度化資金については、なお従前の例による。